

特記仕様書（収穫調査業務委託 飛騨 5）

1. 調査方法等について

（周囲測量について）

- （1）周囲測量の確定面積は、調査内訳書の調査場所ごとに示す調査面積以下となるよう実施すること。
- （2）皆伐箇所①の 3060 い②林小班と 3060 は②林小班の隣接する小班境の測点は同一（兼ねるもの）とすること。
- （3）契約後に甲より調査場所ごとの位置情報のシェープファイルを提供するので、測点開始の位置など必要に応じ活用すること。

（区域標示について）

- （1）伐採区域は、皆伐は外縁立木に赤色テープ（主な頂点は2重巻き）複層伐は外縁立木に黄色テープ（主な頂点は2重巻き）とすること。なお、主な頂点とは測点が直角に曲がるなど大きく変化する点をいう。
- （2）調査年度・林小班・伐採種を主な頂点の標示テープ1か所以上に黒マジックで明記すること。〔(例) 令和7年度・1い・皆伐など〕
- （3）標示の間隔は、前後のテープ等が確認できる位置とすること。
- （4）皆伐箇所①の 3060 い②林小班と 3060 は②林小班の隣接する小班境の標示は不要とすることができる。

（極印の使用について）

皆伐及び複層伐箇所とも極印の押印箇所は収穫区域の内縁立木の根際とする。

（写真データの整理について）

調査箇所の入り口等（林道等から近い箇所）の区域標示テープに調査年度・林小班・伐採種を記入し写真を撮り報告書に添付すること。

2. 国有林野情報管理システム利用について

（利用申請書の提出）

契約後、受託者は事前に「国有林野情報管理システム利用申請書」を発注署へ提出し、仮想デスクトップ利用登録の承認及び国有林野情報管理システム（以下、刷新システムという）利用のため使用者番号の発行を受けること。なお、調査報告書作成に係る作業場所及び作業に必要な設備、備品及び消耗品等については受託者の責において用意すること。

(立木調査データ取り込み及び収穫復命書の作成等)

- (1) 立木調査データは発注者が指定するプログラム「AB1AM040_立木調査野帳入力_V01L02」等に入力し、CSV データを刷新システムへ取り込み等行うこと。また、エクセルデータも指示がある場合は提出すること。
- (2) 刷新システムへの取り込みや収穫復命書の入力の方法は、別添マニュアル「早わかり収穫復命書入力～調査野帳等確定」「収穫復命書作成の手引」「国有林野情報管理システムかんたん導入マニュアル」を参考に実施すること。不明な点等ある場合は監督職員等へ連絡し指示を受けること。
- (3) 収穫復命書情報入力の項目については、契約後に手交する復命書情報入力一覧のとおりとする。
- (4) 立木調査野帳の元データと刷新システム取込後の立木調査野帳との整合性をとること。
- (5) 作成書類については、調査項目及び作成書類一覧、特記仕様書のとおりとするが、不具合等がある場合は監督職員等と打合せの上作成すること。

この特記仕様書に定めのない事項等については、必要に応じ監督職員と協議すること。